

## 規 則

埼玉県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十五号

埼玉県景観規則の一部を改正する規則

埼玉県景観規則（平成十九年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「並びに電気事業法」を「及び電気事業法」に、「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、「及び同項第十二号に規定する卸供給事業者」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。